

小浜市協働のまちづくり基本指針資料編

目 次

協働にふさわしい事業	2 6
協働事業事例集	2 8
用語解説	3 4
小浜市協働のまちづくり基本指針策定経過	3 6
小浜市協働のまちづくり市民会議設置要綱	3 7
小浜市協働のまちづくり市民会議委員名簿	3 8

協働にふさわしい事業

協働の推進は目的でなく手段です。協働にふさわしい事業とは、協働の領域において、その事業の目的を達成するために、行政や市民活動団体等が単独で実施するよりも、協力して事業を実施することで、市民へのサービスの質や量が高まる事業です。

行政は、すべての事業を市民との協働で実施するのではなく、行政責任を持って直接実施する事業も数多くありますが、協働にふさわしい事業としては、次の事業が考えられます。

1 きめ細かく柔軟なサービスを提供する事業

行政は公平性・平等性を強く求められるため、事業は画一的になりがちであり、社会環境の変化の中、多様化する市民ニーズに対応することは難しくなっています。柔軟性を有する市民活動団体等と協働して取り組むことにより、多様化する個別のニーズに対応した事業にすることができます。

(例 高齢者介護や子育て支援などの多様な福祉サービスほか)



2 地域の実情に合わせた事業

市民活動団体等は、地域の課題を解決するために活動しており、地域の特性を熟知しています。市民活動団体等の自主的な取組みを後押ししながら、協働して取り組むことにより、より地域に根ざした事業にすることができます。

(例 本格的な道路整備などを除き、市民の創意と工夫が生きる軽微な地域環境の整備・修繕、地域資源を活用した観光施設の整備ほか)



3 多くの市民の参加・参画を求める事業

イベントなど市民の豊かな発想により活性化する事業や、多くの市民に参加してもらいたい事業は、企画段階から市民活動団体等と協働して取り組む方がよりよいものができる可能性が高く、効果的な事業にすることができます。

(例 イベント、シンポジウム、フォーラムなどの企画・運営ほか)



4 市民が当事者となり行う主体的な事業

市民活動団体等は、社会的課題の当事者が多く含まれており、その課題に対して当事者性を有しています。こうした市民活動団体等と協働して取り組むことにより、市民ニーズに合ったサービスを提供することができます。

(例 介護予防活動などの多様な福祉サービスや商店街の活性化対策ほか)



5 特定分野の専門的・先駆的な事業

市民活動団体等は、特定分野に卓越した知識と豊かなノウハウを蓄積しています。こうした市民活動団体等と協働して取り組むことにより、政策提案を受けたり、行政の足りない部分が補われたり、行政が取り組んだことのない事業に取り組めるなど、効果的な事業にすることができます。

(例 芸術、環境保全事業ほか)



6 公共施設の企画・運営に関する事業

市民活動団体等は、斬新な発想や専門知識、ノウハウとボランティア性を有しています。公共施設の企画運営について、こうした市民活動団体等と協働して取り組むことにより、利用者である市民の満足度の高い施設運営を行うことができます。

(例 公共施設の運営管理・事業企画への参画や指定管理者制度による市民活動団体等への委託ほか)



7 機動性が求められる事業

市民活動団体等は、制度的な枠組みや公平性にとらわれず、自主的に事業を実施することができます。大規模災害時などにおいて、これら機動性を有する市民活動団体と協働することで、迅速な対応を行うことができます。

(例 災害時における避難所の運営や避難物資の配布などの災害時ならびにその後の生活における後方支援的な被災者支援ほか)



協働事業事例集

小浜市では、市民・団体・事業者・行政が自ら「感じ」、自ら「動く」ことにより、「地域力」を高め、「結集」することで、協働のまちづくりを進めています。

ここでは、現在、本市で行われている協働事業の具体的な実践事例を紹介します。今後とも、こうした事例を参考にしながら、積極的に協働事業を推進し、地域力を結集した協働のまちづくりを進めていきます。

■すみずみ子育てサポート事業（平成16年度～）

協働範囲 / 形態	行政主導 / 事業委託
協働相手	NPO法人わくわくらぶ・あそびの家共同保育園・三びきのこぶた保育園
<p>家庭の経済的、精神的不安を軽減するとともに、安心して働ける環境づくりを行うため、保護者の通院、冠婚葬祭などに伴う一時的な保育支援サービスなどについて、きめ細かで柔軟なサービスの提供が可能な市民活動団体等に事業を委託する。</p>	



■ふるさと文化財の森センター維持・管理（平成19年度～）

協働範囲 / 形態	行政主導 / 事業委託
協働相手	森の郷なかなた産物組合
<p>文化財建造物等の植物性資材の確保および技術者研修を通じた普及啓発活動を推進するため、森の郷なかなた産物組合にその核となるふるさと文化財の森センターを指定管理。また、文化財の資材供給から維持修理に至るまでの「ふるさと文化財の森システム」を周知するため、専門家による講演会の開催や県内の茅建築物をまとめた冊子の発刊等の活動を実施する。</p>	



■夢づくりコミュニティ支援事業（平成 23 年度～）

協働範囲 / 形態	市民主導 / 補助
協働相手	各地区まちづくり委員会
<p>地域の自主的な夢づくり活動を支援するため、多くの地域住民の参画を得た 12 地区のまちづくり委員会に対し助成を行う。</p> <p>①定額分（継続分）：30 万円 ②特別分（健康、産業・観光分野の事業）：10 万円</p> <p>【各地区まちづくり委員会の取組み事例（平成 23 年度）】 事業名：2011・うのせ天の川夏まつり 事業主体：遠敷地区ふるさとづくり推進会 事業内容：夏の遠敷川の清流をPRし、地域の活性化を図るとともに、地区民の連帯とふるさとへの誇りを深めるため、「2011・うのせ天の川」を開催。LEDブルーボール 500 個を用いた延長約 400 mの天の川の演出やアトラクション（フラダンス、納涼コンサート、振る舞い、模擬店等）を実施</p>	



■いいところ小浜づくり活動支援事業（平成 21 年度～）

協働範囲 / 形態	市民主導 / 補助
協働相手	市内在住の個人、団体、市内を活動拠点にしている団体等
<p>市民の自主的な活動を促進し、市民参画の意識の高揚とワクワクできるまちづくりを推進するため、市民等が主体となった個性的・魅力的な人づくり、まちづくり活動事業への支援を行う。</p> <p>①対象事業：公益的または地域貢献型まちづくり活動で、提案者が自ら実施する事業 ②助成額：事業の 3/4 以内</p> <p>【市民活動団体等の取組み事例（平成 23 年度）】 事業名：谷川俊太郎さんと絵本・詩を楽しもう 事業主体：おばま児童文学会「風夢」 事業内容：絵本や詩を楽しむことで、心の豊かさの醸成を図り、児童・青少年の健全育成をめざすため、文学界の一線で活躍する現代詩の大家「谷川先生」を迎え、詩の朗読会等を開催。絵本の読み聞かせ、谷川先生の詩の朗読、谷川先生と参加者との対談等を実施</p>	



■鯉川シーサイドパークいきいき広場整備事業（平成 23 年度）

協働範囲 / 形態	行政主導 / 事業委託
協働相手	加斗ク LOVE（クラブ）
<p>これまで市で管理を行っている「鯉川シーサイドパーク」の環境整備の一部について、地域団体「加斗ク LOVE」に補助金を交付し、施設の有効活用を図る。</p> <p>[平成 23 年度] 事業内容：芝生広場等の整備、夏祭りの開催</p>	



■市民活動地域環境づくり事業（平成 23 年度～）

協働範囲 / 形態	行政主導 / 物的支援
協働相手	地縁団体、保育園・小中学校の保護者等
<p>地域住民や保育園・小中学校の保護者等が行う、道路や側溝の維持・補修、河川の土砂排出、遊具等の修繕・補修などの地域環境づくり活動に対し、原材料などの現物支給を行う。</p> <p>支給対象：土砂、機械リース料、燃料等</p>	



■夢づくり市民活動支援事業（平成 23 年度～）

協働範囲 / 形態	市民主導 / 物的支援
協働相手	小浜市または小浜市社会福祉協議会においてボランティア登録している団体等
<p>NPO、ボランティア団体などの市民活動団体等の自主的・主体的な社会貢献活動を支援するため、活動に必要な消耗品等の現物支給を行う。</p> <p>①支給対象：活動に必要な材料、消耗品等 ②支給限度額：3万円</p>	



■若狭おばま活性化イベント推進事業（平成16年度～）

協働範囲 / 形態	同等 / 実行委員会・補助
協働相手	若狭おばま活性化イベント実行委員会
<p>若狭路の魅力あるイメージを定着させることにより、県内外からの誘客を促進し、観光交流人口の拡大を図るため、観光資源である自然・食・歴史・文化（祭り）を活かし、各種イベントを開催する。</p> <p>[平成23年度] 事業内容：若狭マリニピア花火大会、OBAMA食のまつり等のイベントの開催</p>	



■みんなでつなごう文化財にぎわい創出事業（平成23年度）

協働範囲 / 形態	同等 / 実行委員会・補助
協働相手	華咲け！文化財実行委員会
<p>広く一般に公開されていない近代化遺産といわれる歴史的建造物の公開および公開を目的とした調査を実施することにより、市民が歴史深い小浜市を体感し、今後の類似文化財の自発的な公開や活用につなげる。</p> <p>[平成23年度] 事業内容：ジャズナイト、ワークショップの開催（旭座）、クリスマスイベントの開催（小浜聖ルカ教会、山川登美子記念館）</p>	



■おばま男女共同参画のつどい（平成21年度～）

協働範囲 / 形態	同等 / 共催
協働相手	小浜男女共同参画ネットワーク
<p>男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、おばま男女共同参画のつどいを開催する。</p> <p>[平成23年度] 事業内容：普及啓発のための講演会の開催、「ありがとうメッセージ」優秀作品の発表・表彰</p>	



■ 「みんなで減らそう鳥獣害」 モデル事業（平成 23 年度）

協働範囲 / 形態	同等 / 事業協力
協働相手	集落（新保・西相生等）
<p>鳥獣害対策の効果をよりいっそう高めるべく専門家からの指導・検証を受け、集落が取り組みやすい先進的な対策の事例を取り入れ、集落主体の鳥獣害対策を推進し、市内外に波及させる。</p> <p>[平成 23 年度] 事業内容：サルに強い竹マルチ栽培、電気柵設置 研修会、恒久金網柵自力施工、鳥獣害対策の検証</p>	



■ ソフトバレーボール大会発祥の地「御食国若狭おばま」杯親善バレーボール大会（平成 14 年度～）

協働範囲 / 形態	市民主導 / 後援
協働相手	ソフトバレーボール大会発祥の地「御食国若狭おばま」杯親善バレーボール大会実行委員会
<p>全国各地からの参加者相互の交流と親睦を通じ、小浜市がソフトバレーボール発祥の地であることや「御食国若狭おばま」を市内外にアピールするとともに、高齢者の生きがいと健康づくりをいっそう推進するため、「御食国若狭おばま」杯親善バレーボール大会を開催する。</p> <p>[平成 23 年度] 事業内容：歓迎レセプションの開催、ソフトバレーボールの実施</p>	



■みんなで協働ガイドライン作成事業（平成 23 年度）

協働範囲 / 形態	行政主導 / 政策提言・企画立案
協働相手	市民
<p>市民活動団体、事業者、公募した市民、各種関係団体等で構成する協働のまちづくり市民会議を設置し、市民協働の意義や必要性、あり方、進め方等を内容とした基本指針を策定する。</p> <p>[平成 23 年度] 事業内容：協働のまちづくり市民会議の開催、基本指針の策定</p>	



■地域コミュニティサイト運営事業（平成 23 年度～）

協働範囲 / 形態	行政主導 / 情報提供・情報交換
協働相手	市民
<p>インターネット上に、市民の地域活動への参加促進や市民活動団体等を支援するための地域情報サイト、小浜版地域SNS（愛称「OBAMA なう！」）を開設し、参加者同士の情報交換の場を提供する。</p> <p>①対象者：原則、高校生以上で、小浜市に住んでいる者、勤務先が小浜市の者、小浜市に関心のある者</p> <p>②登録方法：原則、招待制</p> <p>③運営管理：原則、会員相互によるチェック方式</p>	



■市長と語るわが街わが地域の未来「夢トーク」（平成 20 年度～）

協働範囲 / 形態	同等 / 情報提供・情報交換
協働相手	区長会など
<p>各地区の未来について、市長と語り、市民の意見やアイデアなど市の施策への反映を図るとともに、市民誰もが参加できる、開かれた市政運営をめざすため、市内各 12 地区で「夢トーク」を開催する。</p> <p>[平成 23 年度] 開催期間：7 月～ 11 月 開催場所：地区公民館 出席者：区長、まちづくり委員会委員、各種団体関係者等 開催内容：第 5 次総合計画の説明・意見交換、地区要望に対する市の取組み状況の説明</p>	



用語解説

基本指針（ガイドライン）の中の用語について解説します。

用語	解説
第5次小浜市 総合計画	平成23年度から32年度までの本市のまちづくりの最上位の計画として位置づけられるもの。めざす将来像を『「夢、無限大」感動おばま』とし、地域力を結集した協働のまちづくりを進めていくとしている。
地域コミュニティ	地域住民が生活している場所、すなわち、消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会あるいはそのような住民の集団。
新しい公共	これまで行政が支えてきた、教育、子育て、防犯、医療および福祉などのサービスに、市民活動団体等が積極的に参加できるよう社会全体として支援していく仕組み、体制、活動。
市民活動団体	NPO法人、ボランティア団体、行政区、まちづくり委員会、各種団体など市民活動（営利を目的としない、自主的な公益活動）を行うことを主たる目的とする団体。
地縁団体	一定の地域内に住所を有する者で組織された団体であり、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持・管理などの地域的な共同活動を行っている団体。
食のまちづくり 外部評価	平成12年8月から平成20年7月までの8カ年の本市の食のまちづくり政策を分析評価したもの。（平成21年3月 / 調査報告）庁内調査、市民評価、マスコミやインターネット上の露出状況など幅広く調査、分析している。
NPO法人 「WACおばま」	主に小浜市で活動するNPO法人。ボランティア活動や市民活動に取り組んでいる団体、個人に対して、運営または活動に関する連絡、助言などを行う、「市民主体のまちづくり」に寄与している団体。
地域SNS	地域に特化したソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりを促進、サポートするコミュニティ型のWebサイト。SNSとは、「Social Networking Service」の頭文字を取った略称。
中間支援組織	行政と地域の間にとって様々な活動を支援する組織。市民活動団体等のための相談窓口などのセンター的機能を持つ。

用語	解説
NPO	「Non Profit Organization」の頭文字を取った略称で、日本語に訳すと「民間非営利組織」。法人格の有無に関わらず、市民活動団体やボランティア団体など、一定のテーマを持って公益的な活動を行う団体のことを指し、一般的に、市民活動団体やボランティア団体、NPO法人を含めた総称として用いられる。
まちづくり委員会	原則、小学校区単位で、多くの地域住民の参画を得た地域の夢づくりを担うまちづくり組織。
コーディネーター	物事を調整しまとめる人。あるいは、その役目のある人。
フォーラム	フォーラムディスカッションの略。公開討論会。テーマや趣味など、共通の話題について情報を交換し合う会合。
ワークショップ	問題解決やトレーニングの手法で、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする学びと創造の場。
ボランティア・市民活動交流センター	平成16年度にボランティア活動をはじめとする、市民活動の健全な発展と交流の促進を図るために設置された施設。
市民提案事業	市民活動団体等から提案がある公益活動に対し支援を行う事業で、自由提案型と課題解決型の2種類がある。
アダプト制度 (里親制度)	行政が、道路、公園、河川などについて、市民活動団体等と定期的に美化活動を行うよう契約する制度。「Adopt」とは、「養子縁組をする」といった意味であり、特定の公共財を地域で引き受けるといった意味合いを持つ。
コミュニティ ビジネス	地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業。



小浜市協働のまちづくり基本指針策定経過

協働のまちづくり市民会議を7回開催し、策定しています。

開催日	内容
平成23年7月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●協働のまちづくり市民会議委員委嘱式 ●第1回協働のまちづくり市民会議（協働のまちづくりの基本指針の策定、今後のスケジュールについて） ●協働のまちづくりに向けた研修会（第5次総合計画の解説、協働のまちづくりの推進にあたって） ●市民会議委員意見交換会
平成23年8月9日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回協働のまちづくり市民会議（小浜市の協働のまちづくり事業、小浜市の協働の担い手、福井県内各市の協働のまちづくりの推進状況、協働のまちづくり市民会議アンケート結果について）
平成23年9月29日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回協働のまちづくり市民会議（協働が求められる背景と必要性、協働で期待される効果、基本指針の構成について）
平成23年11月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●第4回協働のまちづくり市民会議（小浜市の協働の歩みと課題、協働の基本的な考え方〔原則、範囲、形態、担い手、進め方〕について）
平成23年12月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●第5回協働のまちづくり市民会議（協働の推進方策について〔グループ討議〕）
平成24年1月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●第6回協働のまちづくり市民会議（協働のまちづくり基本指針（素案）の検討）
平成24年2月10日(金) ～平成24年2月29日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの実施
平成24年3月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ●第7回協働のまちづくり市民会議（パブリックコメントの結果、協働のまちづくり基本指針（案）、平成24年度の協働のまちづくり市民会議について）
平成24年3月	<ul style="list-style-type: none"> ●小浜市協働のまちづくり基本指針の策定

小浜市協働のまちづくり市民会議設置要綱

(設置)

第1条 地域力を結集した協働のまちづくりを推進するにあたり、市民、団体、事業者、行政の協働のあり方や進め方などの調査、検討を行うため、小浜市協働のまちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民協働の基本指針の策定に関すること。
- (2) 協働のまちづくりを進めるための施策の検討に関すること。
- (3) その他市民協働の推進に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市民活動団体またはまちづくり委員会に所属する者
- (2) 公募により選任された者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 市民会議に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、市民会議を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

(アドバイザー)

第7条 市長は、市民会議に、協働に関する識見を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

2 アドバイザーは、市長および会長の求めに応じ、助言を行うものとする。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、企画部市民協働課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月14日から施行する。

(経過措置)

2 最初に委嘱される小浜市協働のまちづくり市民会議委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

小浜市協働のまちづくり市民会議委員名簿（敬称略・順不同）

◎会長 ○副会長

	分野別	氏名	備考
1	関係団体	○富田 実	小浜市区長連合会長
2	〃	榎野 啓子	小浜市連合婦人会企画委員長（常任理事）
3	市民活動団体	鳥居 直也	特定非営利活動法人WACおばま理事長
4	〃	津田 裕子	おばま児童文学会 風夢会員
5	まちづくり委員会	榊郷 三好	小浜いきいきまちづくり委員会会長
6	〃	仲野 實	遠敷地区ふるさとづくり推進会長
7	事業者	古谷 経介	小浜商工会議所青年部理事
8	〃	浜側 泰紀	小浜信用金庫総務部資金運用課審議役
9	教育関係	工藤ふさ子	小浜市社会教育委員の会委員
10	福祉関係	田中 恒徳	小浜市社会福祉協議会事務局次長
11	公民館	速水実子夫	小浜市雲浜公民館長
12	学識経験者	◎織田 直文	京都橘大学現代ビジネス学部教授
13	公募委員	山本 久江	公募
14	〃	高山 清	〃
15	〃	糀谷 昌城	〃
16	〃	奈須 亮耶	〃
17	〃	宮田 啓央	〃
18	〃	松田 勝明	〃
19	〃	落合亜希子	〃
20	アドバイザー	仲野 優子	特定非営利活動法人ひとまち政策研究所理事

小浜市協働のまちづくり基本指針

小浜市協働のまちづくり市民会議
小浜市

発行／小浜市 企画部 市民協働課

住 所：〒 917-8585 小浜市大手町 6-3

電 話：0770-53-1111（内線 372）

F A X：0770-53-0742

ホームページ：http://www1.city.obama.fukui.jp/

電子メール：kouhou@city.obama.lg.jp

※ホームページの「小浜市紹介・市政のしくみ」の「市民協働」に
基本指針の本編および概要版を掲載しています。

この指針は市民との「協働」で作りました